## 田舎暮らし応援県わかやま推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、田舎暮らし応援県わかやま推進会議(以下「推進会議」という。)という。

(目的)

- 第2条 推進会議は、民間及び行政が連携して移住・二地域居住等の推進に取り組み、もって、地域の活性化に寄与することを目的とする。 (事業)
- 第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1)移住、二地域居住等に関する諸情報の収集
  - (2)移住、二地域居住等に関する民間サービスや行政サービスなど地域情報の発信
    - (3) 移住、二地域居住等推進の受入態勢づくり
  - (4) 移住、二地域居住等に関する調査・研究事業
  - (5) 会員相互及び会員と都市部民間事業者等との交流機会等の創出
  - (6) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業 (構成)
- 第4条 推進会議は、次の会員をもって構成する。
  - (1) 民間会員
  - (2) 自治体会員
- 2 推進会議に住宅部会を設置する。

(会費)

第5条 会費は、当分の間、無料とする。

(役員)

- 第6条 推進会議に次の役員を置く。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 若干名
- 2 役員は、会員の互選をもって選出し、会長は、推進会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合に、その職を代理する。 (任期)
- 第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (会議)
- 第8条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。 (研究会)
- 第9条 移住・二地域居住等に関する調査・研究のため、会長は、推進会議に 研究会を置くことができる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務を処理するため、事務局を和歌山県移住・交流促進事業 受託者所在地におく。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規約は、平成20年10月22日から施行する。 附 則
- この規約は、平成22年2月23日から施行する。 附 則
- この規約は、平成27年2月24日から施行する。